

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-01	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	3697-1	30	に28-0	山林	0.108	ヒノキ	59	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	3703	30	に28-0	保安林	0.1804	ヒノキ	59						
3	御殿場市深沢	3709-1	30	に24-0	山林	0.4168	ヒノキ	71						
4	御殿場市深沢	3709-3	30	に30-0	山林	0.0115	スギ	66						
5	御殿場市深沢	3710-1	30	に26-0	山林	0.4713	スギ	69						
6	御殿場市深沢	3710-3	30	に30-0	保安林	0.8578	スギ	66						
7	御殿場市深沢	3710-6	30	は42-0	山林	0.7361	スギ	65						
8	御殿場市深沢	3718-1	30	に31-0	保安林	0.1034	ソノタコ ウヨウ ジュ	65						
9	御殿場市深沢	3719	30	に27-0	保安林	0.2565	スギ	81						
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	3697-1	30	に28-0	山林	0.108	ヒノキ	59				
2	御殿場市 深沢	3703	30	に28-0	保安林	0.1804	ヒノキ	59				
3	御殿場市 深沢	3709-1	30	に24-0	山林	0.4168	ヒノキ	71				
4	御殿場市 深沢	3709-3	30	に30-0	山林	0.0115	スギ	66				
5	御殿場市 深沢	3710-1	30	に26-0	山林	0.4713	スギ	69				
6	御殿場市 深沢	3710-3	30	に30-0	保安林	0.8578	スギ	66				
7	御殿場市 深沢	3710-6	30	は42-0	山林	0.7361	スギ	65				
8	御殿場市 深沢	3718-1	30	に31-0	保安林	0.1034	ソウダク ヨウシユ	65				
9	御殿場市 深沢	3719	30	に27-0	保安林	0.2565	スギ	81				
10												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-02	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	3700-1	30	は40-0	山林	0.7943	ヒノキ	69	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	3701-1	30	は34-0	山林	1.5226	ヒノキ	52						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	3700-1	30	は40-0	山林	0.7943	ヒノキ	69				
2	御殿場市 深沢	3701-1	30	は34-0	山林	1.5226	ヒノキ	52				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美	
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-03	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市深沢	2609	30	は6-0	山林	0.4723	スギ	70	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2612	30	は15-0	山林	0.635	スギ	65						
3	御殿場市深沢	2619	30	は19-0	山林	0.1983	ソノタコ ウヨ ジュ	67						
4	御殿場市深沢	2647-4	30	に10-0	山林	0.0545	ヒノキ	70						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2609	30	は6-0	山林	0.4723	スギ	70				
2	御殿場市 深沢	2612	30	は15-0	山林	0.635	スギ	65				
3	御殿場市 深沢	2619	30	は19-0	山林	0.1983	ソノタコウ ヨウシユ	67				
4	御殿場市 深沢	2647-4	30	に10-0	山林	0.0545	ヒノキ	70				
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美	権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-------------------------------	--------------------	--------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-04	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2646-1	30	に12-0	山林	0.3459	ヒノキ	70	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2646-1	30	に12-0	山林	0.3459	ヒノキ	70				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	御殿場市長 勝又正美  
---	----------	--------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</p>						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-06	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	御殿場市長 勝又正美  
---	----------	--------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-08	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	御殿場市深沢	2515	30	ろ10-0	原野	0.0251	スギ	69	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。			
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2515	30	ろ10-0	原野	0.0251	スギ	69				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-09	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	御殿場市深沢	2517	30	ろ21-0	原野	0.0578	スギ	70	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2517	30	ろ21-0	原野	0.0578	スギ	70				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2542	30	ろ27-0	原野	0.0393	ヒノキ	68	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2543	30	ろ41-0	原野	0.5907	スギ	69						
3	御殿場市深沢	2544	30	ろ26-0	原野	0.0234	ヒノキ	72						
4	御殿場市深沢	2545	30	ろ41-0	原野	0.0376	スギ	69						
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2542	30	ろ27-0	原野	0.0393	ヒノキ	68				
2	御殿場市 深沢	2543	30	ろ41-0	原野	0.5907	スギ	69				
3	御殿場市 深沢	2544	30	ろ26-0	原野	0.0234	ヒノキ	72				
4	御殿場市 深沢	2545	30	ろ41-0	原野	0.0376	スギ	69				
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市深沢	2536	30	ろ29-0	原野	0.5004	スギ	69	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2537	30	ろ28-0	原野	0.0942	スギ	69						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2536	30	ろ29-0	原野	0.5004	スギ	69				
2	御殿場市 深沢	2537	30	ろ28-0	原野	0.0942	スギ	69				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	3694-1	30	は25-0	山林	0.1534	スギ	71	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	3694-2	30	は28-0	保安林	0.1103	ソノタコ ウヨウ ジュ	66						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	3694-1	30	は25-0	山林	0.1534	スギ	71				
2	御殿場市 深沢	3694-2	30	は28-0	保安林	0.1103	ソノタコウ ヨシメ	66				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-14	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種							現況林齢				
1	御殿場市 深沢	2560-1	30	ろ34-0	原野	0.0687	ヒノキ	53	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</p>					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2560-1	30	ろ34-0	原野	0.0687	ヒノキ	53				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市深沢	2556-1	30	ろ52-0	原野	0.1119	スギ	72	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2556-4	30	ろ53-0	原野	0.1235	ソノタコ ウヨ ジュ	76						
3	御殿場市深沢	2557-2	30	ろ45-0	原野	0.0726	ソノタコ ウヨ ジュ	73						
4	御殿場市深沢	2558-1	30	ろ34-0	原野	0.1636	ヒノキ	53						
5	御殿場市深沢	2559-1	30	ろ36-0	原野	0.2978	ヒノキ	72						
6	御殿場市深沢	2559-3	30	ろ36-0	原野	0.0056	ヒノキ	72						
7	御殿場市深沢	2559-5	30	ろ33-0	原野	0.0304	ソノタコ ウヨ ジュ	56						
8	御殿場市深沢	2591-1	30	ろ33-0	原野	0.1841	ソノタコ ウヨ ジュ	56						
9	御殿場市深沢	2592	30	ろ33-0	原野	0.0046	ソノタコ ウヨ ジュ	56						
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2556-1	30	ろ52-0	原野	0.1119	スギ	72				
2	御殿場市 深沢	2556-4	30	ろ53-0	原野	0.1235	ソノタコウ ヨウシユ	76				
3	御殿場市 深沢	2557-2	30	ろ45-0	原野	0.0726	ソノタコウ ヨウシユ	73				
4	御殿場市 深沢	2558-1	30	ろ34-0	原野	0.1636	ヒノキ	53				
5	御殿場市 深沢	2559-1	30	ろ36-0	原野	0.2978	ヒノキ	72				
6	御殿場市 深沢	2559-3	30	ろ36-0	原野	0.0056	ヒノキ	72				
7	御殿場市 深沢	2559-5	30	ろ33-0	原野	0.0304	ソノタコウ ヨウシユ	56				
8	御殿場市 深沢	2591-1	30	ろ33-0	原野	0.1841	ソノタコウ ヨウシユ	56				
9	御殿場市 深沢	2592	30	ろ33-0	原野	0.0046	ソノタコウ ヨウシユ	56				
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美	権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-------------------------------	--------------------	--------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	御殿場市長 勝又正美  
---	----------	--------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 御殿場市長 勝又正美					(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢								
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。				
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2621	30	は17-0	山林	0.0221	スギ	67	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2621	30	は17-0	山林	0.0221	スギ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢										
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-20	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
1	御殿場市 深沢	2615	30	は16-0	山林	0.4628	ソノケ ウヨ ジュ	80	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市 深沢	2616	30	は16-0	山林	0.0892	ソノケ ウヨ ジュ	80					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2615	30	は16-0	山林	0.4628	ソノタコ ヨウジユ	80				
2	御殿場市 深沢	2616	30	は16-0	山林	0.0892	ソノタコ ヨウジユ	80				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美	
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-21	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)							
		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
1	御殿場市 深沢	2549	30	ろ39-0	山林	0.4978	ヒノキ	61	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市 深沢	2550	30	ろ42-0	山林	0.0796	ヒノキ	72					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2549	30	ろ39-0	山林	0.4978	ヒノキ	61				
2	御殿場市 深沢	2550	30	ろ42-0	山林	0.0796	ヒノキ	72				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
1	御殿場市 深沢	2651-1	30	ろ45-0	山林	0.0975	ソノトウヨウジュ	73	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市 深沢	2652-3	30	ろ47-0	山林	0.0201	ソノトウヨウジュ	69					
3	御殿場市 深沢	2657-3	30	ろ47-0	山林	0.0214	ソノトウヨウジュ	69					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2651-1	30	ろ45-0	山林	0.0975	ソノタコウ ヨウシユ	73				
2	御殿場市 深沢	2652-3	30	ろ47-0	山林	0.0201	ソノタコウ ヨウシユ	69				
3	御殿場市 深沢	2657-3	30	ろ47-0	山林	0.0214	ソノタコウ ヨウシユ	69				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2552	30	ろ37-0	原野	0.5593	ソノタコヨシジュ	76	2024.1.31	7年 (2031.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2553	30	ろ44-0	原野	0.4753	ヒノキ	69						
3	御殿場市深沢	2554	30	ろ44-0	原野	0.0905	ヒノキ	69						
4	御殿場市深沢	2555	30	ろ43-0	原野	0.0145	ヒノキ	53						
5	御殿場市深沢	2593-1	30	ろ38-0	原野	0.0005	ヒノキ	69						
6	御殿場市深沢	2593-2	30	ろ30-0	原野	0.6606	ヒノキ	66						
7	御殿場市深沢	2594	30	ろ38-0	原野	0.0036	ヒノキ	69						
8	御殿場市深沢	2595	30	ろ33-0	原野	0.0085	ソノタコヨシジュ	56						
9	御殿場市深沢	2601-1	30	は6-0	山林	1.7164	スギ	70						
10	御殿場市深沢	2601-4	30	は3-0	山林	0.001	ヒノキ	54						
11	御殿場市深沢	2633-1	30	に17-0	原野	0.4287	ソノタコヨシジュ	63						
12	御殿場市深沢	2634-1	30	に18-0	原野	0.2363	スギ	67						
13	御殿場市深沢	2636-1	30	に16-0	山林	0.3133	ヒノキ	60						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
14	御殿場市 深沢	2637-1	30	に15-0	山林	0.0664	ヒノキ	60	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実 施権者が森林経営を受託 し、利用間伐等の木材生産 及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実 施権者が森林管理を受託 し、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するた め、年1回以上林道など既 設道からの目視による森林 巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売 収入額と補助額から木材生産、販売業務費、 補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理 費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木 材を販売して得られた収入又は経営管理実施 権者が企画提案書に示した設定金額を勘案 し、いずれかの利益の見込額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を 生産するのに要した経費又は経営管理実施権 者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、 いずれかの利益が見込める額により算定す る。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業 務費を補うために補助金を適用することがで きる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受け るための事務手数料を木材生産業務費の10% 以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売によ る収入と補助金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者がその差額分を負 担することとし、甲に金銭的な負担を求めな い。	1. 時期 ・木材生産及び販 売が完了し、収支 結果が確定後速や かに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権 者から甲にDを支 払うこととし、支 払方法は、甲の指 定する口座への振 込により行う。	
15	御殿場市 深沢	2638	30	に15-0	山林	0.0905	ヒノキ	60						
16	御殿場市 深沢	2643	30	に11-0	山林	0.0872	ヒノキ	70						
17	御殿場市 深沢	2644	30	に11-0	山林	0.1137	ヒノキ	70						
18	御殿場市 深沢	2645	30	に14-0	山林	0.0519	スギ	67						
19	御殿場市 深沢	2646-3	30	に11-0	山林	0.1973	ヒノキ	70						
20	御殿場市 深沢	3705	30	に22-0	山林	0.5781	スギ	62						
21	御殿場市 深沢	3707-1	30	に21-0	山林	0.3841	スギ	73						
22	御殿場市 深沢	3712-1	30	に32-0	原野	0.1249	ヒノキ	52						
23	御殿場市 深沢	3713	30	に34-0	原野	0.0406	ソノタコウ ヨウジユ	65						
24	御殿場市 深沢	3714	30	に34-0	原野	0.0928	ソノタコウ ヨウジユ	65						
25	御殿場市 深沢	3716	30	に31-0	原野	0.1028	ソノタコウ ヨウジユ	65						
26	御殿場市 深沢	3717	30	に31-0	原野	0.234	ソノタコウ ヨウジユ	65						





# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2534	30	ろ27-0	原野	0.6267	ヒノキ	68	2024.1.31	7年 (2031.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2535	30	ろ27-0	原野	0.0019	ヒノキ	68						
3	御殿場市深沢	2639-1	30	に13-0	山林	0.1616	スギ	67						
4	御殿場市深沢	2639-3	30	に14-0	山林	0.0026	スギ	67						
5	御殿場市深沢	2640	30	に14-0	山林	0.0766	スギ	67						
6	御殿場市深沢	2641	30	に14-0	山林	0.1031	スギ	67						
7	御殿場市深沢	2642	31	い62-0	山林	0.0076	スギ	67						
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2534	30	ろ27-0	原野	0.6267	ヒノキ	68				
2	御殿場市 深沢	2535	30	ろ27-0	原野	0.0019	ヒノキ	68				
3	御殿場市 深沢	2639-1	30	に13-0	山林	0.1616	スギ	67				
4	御殿場市 深沢	2639-3	30	に14-0	山林	0.0026	スギ	67				
5	御殿場市 深沢	2640	30	に14-0	山林	0.0766	スギ	67				
6	御殿場市 深沢	2641	30	に14-0	山林	0.1031	スギ	67				
7	御殿場市 深沢	2642	31	い62-0	山林	0.0076	スギ	67				
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2518	30	ろ22-0	原野	0.1249	ソノケウヨジュ	61	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2518	30	ろ22-0	原野	0.1249	ソノタコ ヨシジュ	61				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美	住 所（同上） <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-------------------------------	--------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-26	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2600-1	30	は5-0	原野	0.4161	ヒノキ	64	2024.1.31	7年 (2031.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2622	30	は22-0	山林	0.0495	ソノタコ ウヨウ ジュ	67						
3	御殿場市深沢	2623	30	は23-0	山林	0.4991	スギ	67						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2600-1	30	は5-0	原野	0.4161	ヒノキ	64				
2	御殿場市 深沢	2622	30	は22-0	山林	0.0495	ソノタコウ ヨウジユ	67				
3	御殿場市 深沢	2623	30	は23-0	山林	0.4991	スギ	67				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-27	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市深沢	2624	30	は23-0	山林	0.1785	スギ	67	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2625	30	は23-0	山林	0.0833	スギ	67						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2624	30	は23-0	山林	0.1785	スギ	67				
2	御殿場市 深沢	2625	30	は23-0	山林	0.0833	スギ	67				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美	権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-------------------------------	--------------------	--------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-28	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市深沢	2613	30	は14-0	山林	0.119	スギ	74	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	2614	30	は15-0	山林	0.1818	スギ	65						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2613	30	は14-0	山林	0.119	スギ	74				
2	御殿場市 深沢	2614	30	は15-0	山林	0.1818	スギ	65				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-29	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</p>						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-31	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-32	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地													
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
1	御殿場市深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。						
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2611	30	は15-0	山林	0.8105	スギ	65				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美	
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美		(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノケウヨジュ	81	2024.1.31	7年 (2031.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2514-1	30	ろ13-0	原野	1.5912	ソノケウヨジュ	65						
3	御殿場市深沢	2521-1	30	ろ24-0	原野	1.025	スギ	74						
4	御殿場市深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ	74						
5	御殿場市深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ	70						
6	御殿場市深沢	2533	30	ろ15-0	原野	0.9048	スギ	69						
7	御殿場市深沢	2539	30	ろ26-0	原野	0.0109	ヒノキ	72						
8	御殿場市深沢	2540	30	ろ26-0	原野	0.0489	ヒノキ	72						
9	御殿場市深沢	2541	30	ろ26-0	原野	0.2545	ヒノキ	72						
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノコウ ヨウジユ	81				
2	御殿場市 深沢	2514-1	30	ろ13-0	原野	1.5912	ソノコウ ヨウジユ	65				
3	御殿場市 深沢	2521-1	30	ろ24-0	原野	1.025	スギ	74				
4	御殿場市 深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ	74				
5	御殿場市 深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ	70				
6	御殿場市 深沢	2533	30	ろ15-0	原野	0.9048	スギ	69				
7	御殿場市 深沢	2539	30	ろ26-0	原野	0.0109	ヒノキ	72				
8	御殿場市 深沢	2540	30	ろ26-0	原野	0.0489	ヒノキ	72				
9	御殿場市 深沢	2541	30	ろ26-0	原野	0.2545	ヒノキ	72				
10												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノコウヨジュ	81	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2514-1	30	ろ13-0	原野	1.5912	ソノコウヨジュ	65						
3	御殿場市深沢	2521-1	30	ろ24-0	原野	1.025	スギ	74						
4	御殿場市深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ	74						
5	御殿場市深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ	70						
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノタコ ヨウジユ	81				
2	御殿場市 深沢	2514-1	30	ろ13-0	原野	1.5912	ソノタコ ヨウジユ	65				
3	御殿場市 深沢	2521-1	30	ろ24-0	原野	1.025	スギ	74				
4	御殿場市 深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ	74				
5	御殿場市 深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ	70				
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
--------------------------------	---------------------	---------------------	---

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-35	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種							現況林齢
1	御殿場市 深沢	2620	30	は19-0	山林	0.1024	ソノケウヨジュ	67	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</li> </ul>	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2620	30	は19-0	山林	0.1024	ソノタコ ヨシジュ	67				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美  
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-36	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2617	30	は18-0	山林	0.071	ヒノキ	67	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市深沢	2618	30	は18-0	山林	0.2247	ヒノキ	67						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2617	30	は18-0	山林	0.071	ヒノキ	67				
2	御殿場市 深沢	2618	30	は18-0	山林	0.2247	ヒノキ	67				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 御殿場市長 勝又正美		（所在地） 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	御殿場市深沢	2631	30	は23-0	山林	0.0466	スギ	67	2024. 1. 31	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2631	30	は23-0	山林	0.0466	スギ	67				
2	御殿場市 深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

整理番号	集30-38	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地							
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
1	御殿場市 深沢	2631	30	は23-0	山林	0.0466	スギ	67	2024. 1. 31  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		
2	御殿場市 深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	御殿場市 深沢	2631	30	は23-0	山林	0.0466	スギ	67				
2	御殿場市 深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 御殿場市長 勝又正美  住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
---	--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。